

2018年5月11日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レーサム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 中 剛
JASDAQ コード 8890
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 片 山 靖 浩
電 話 03-5157-8881

新株予約権（税制適格ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含みます。）及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することとし、本新株予約権の発行に関する議案を 2018 年 6 月 22 日開催予定の第 27 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

本新株予約権は、当社の企業価値向上のためのインセンティブ付与及び当社と株主の皆さまとの一層の価値共有を目的としております。

II. 本新株予約権発行の条件

本新株予約権は、対象取締役に対しては報酬等として付与されることとなるため、本新株予約権の発行について本株主総会における株主の皆さまのご承認が得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2014 年（平成 26 年）6 月 25 日開催の第 23 期定時株主総会において年額 5 億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会においては、当該報酬等の額とは別に、取締役に対する報酬として年額 1 億円以内（うち社外取締役分は年額 10 百万円以内）の範囲でストックオプション（税制適格ストックオプション）としての新株予約権を発行することなどについて、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

なお、本新株予約権の募集要項は、本株主総会以降に別途開催される当社取締役会において決定し次第、速やかにお知らせ致します。

III. 新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

第 5 回新株予約権

2. 新株予約権の数

1,500 個を上限とし、本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式 150,000 株とし、4（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予

約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

本新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数並びにその調整

当社普通株式とし、その数（以下「付与株式数」という。）は、150,000株を上限とする。

ただし、当社が、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。また、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本株主総会以降に別途開催される本新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「本終値」という。）と同額とする。ただし、本終値が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合には、割当日に先立つ直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする。以下同じ。）を下回る場合には、行使価額は、割当日の終値と同額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、割当日後、行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合等、行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額} + \text{又は処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本株主総会以降に別途開催される本新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後10年を経過する日までの範囲で、当該取締役会において定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本株主総会以降に別途開催される本新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、その行使時において、当社及び当社子会社の役員、従業員又は当社が承認する社外の協力者の地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

③ 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

④ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

⑤ その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

5. 新株予約権の割当日

本株主総会以降に別途開催される本新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権の保有者が権利行使する前に、上記4（6）に定める規定により当該保有者により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期間

本株主総会以降に別途開催される本新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

本株主総会以降に別途開催される本新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

10. その他

その他の本新株予約権の募集事項については、本株主総会以降に別途開催される当社取締役会において定めるものとする。

以 上